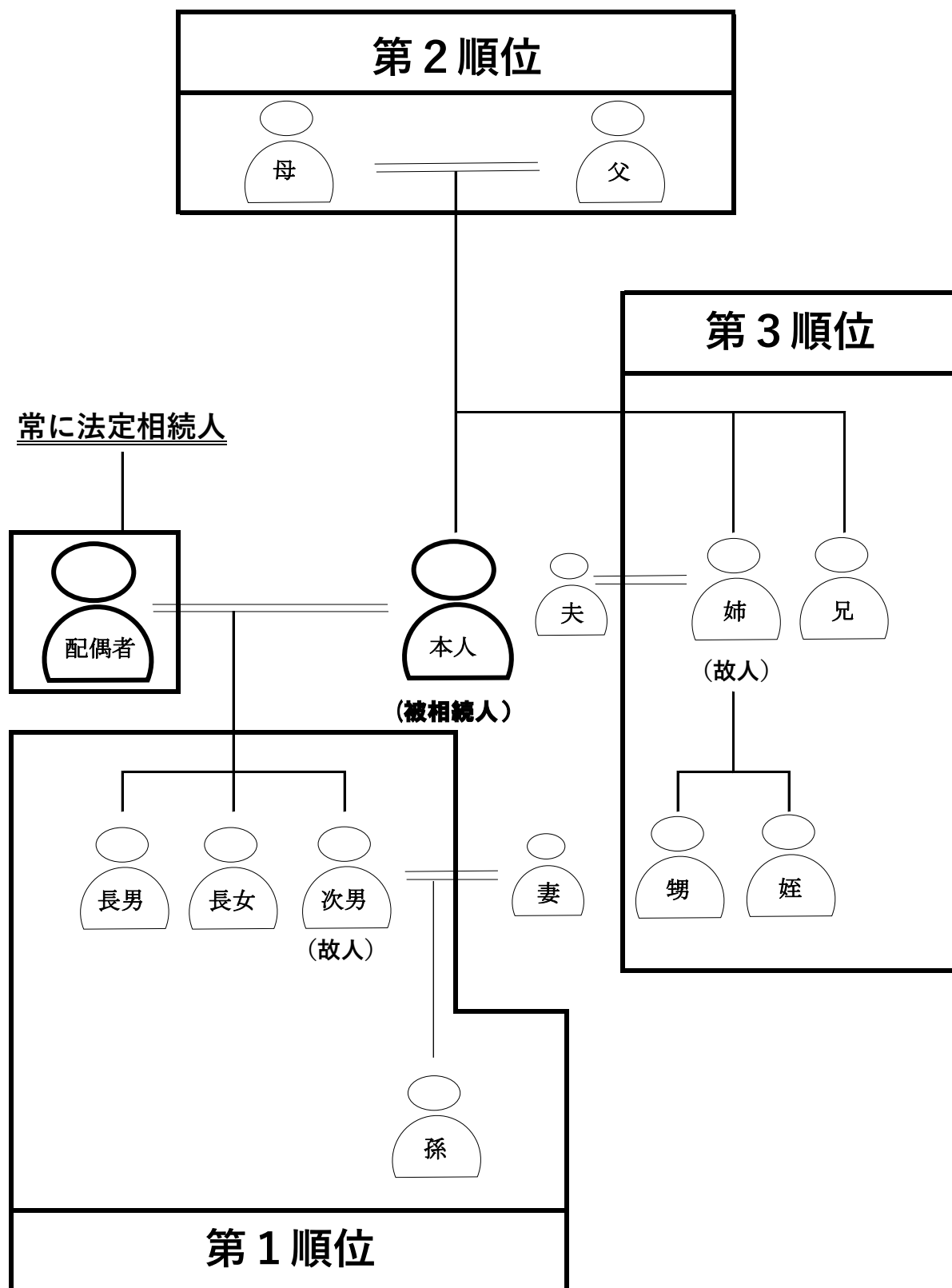


相続順位確認表（例）



●相続順位（被相続人から見ます）※太枠以外は非該当

1 配偶者：被相続人の配偶者は、生存している限り常に法定相続人となります

2 第1順位：子、子が先に亡くなっていれば孫

3 第2順位：父母

4 第3順位：兄弟、姉妹。兄弟、姉妹が先に亡くなっていれば甥、姪に一度だけ代襲相続権が発生します

※ ここでいう被相続人とは、亡くなられた納税義務者（所有者）を指します